

《特集》 原発のない社会へ——現地から、世界から

人間を食い散らかすのは原発か人間か

——表面化した被曝労働問題と私たちの取り組み

なすび

1. 社会化した被曝労働の実態

これまでの反原発運動の中で、被曝労働の問題を具体的に問い続けてきた人や取り組みはけっこう多くない。その数少ない中のお二人である樋口健二さん（写真家）と藤田祐幸さん（元慶応大学教員、現長崎県立大非常勤講師）は、いずれも原発における労働を「奴隷労働」と指摘する。その理由は、被曝により命を削る労働＝人間を消費資源として使い捨てる労働を本質としていることと、それを前提として、非人間的な労働力動員・投入システムが成立していることによる。これらは、電気を消費する側にはあまり実感されず、誇張のように感じられたり、「今どきそんなことがあるのか」と受け止められていたのではないだろうか。しかし、福島第一原発の事故収束にあたる労働者への注目が、この被曝労働の実態を少しずつ社会化しつつある。また、原子力産業と国家意志によるさまざまな原発推進世論

工作が明らかになりつつあるが、同時に、被曝労働の悲惨な実態については、労働者への箝口令や社会的な押さえ込みにより、口封じをされてきたことも明らかになってきている。

三月二四日、関電工など下請労働者二人が短靴で水に浸かり、足に三シールベルト前後の大量被曝をした。放射線管理者の随行もなく、鳴り続けるアラームも無視して作業を行っていた。五月一四日には、集中廃棄物処理施設で六〇歳の下請労働者が倒れて亡くなった。死亡事案にもかかわらず、労働基準監督署の現場検証も入らず、司法解剖もされずに死因は放射線とは関係ない心臓病とされ処理された。また、放射線作業従事者になっていない女性労働者が法的な被曝上限値を越えて被曝していたことも四月に明らかになった。まさに無法状態と言って過言ではない状況であるが、これらは、緊急時でやむをえず起こった事態ではない。放射線管理責任者のいない下請労働者だけの作業、

アラームメーターの「鳴き殺し」、いい加減な放射線教育と健康診断など、それこそ七〇年代のルポルタージュでも暴露され、被曝労働者からも語られてきた原発労働の安全軽視の実態が、事故後の注目の中で大きく取り上げられたにすぎない。

また、使い捨て労働力をかき集めるために、土木・建設産業と同様な重層の下請構造がある。元請けや上位業者はより下位の下請業者に発注するだけで、求人方法は問わない。しかし、現場に入れば、表向きは二次ないし三次下請業者の従業員とされ、雇用責任がきわめて曖昧な関係になる。三月一七日ごろ、大阪・釜ヶ崎の労働者が、職安を通じた「宮城県女川町でダンプカー運転」という求人にもかかわらず、福島第一原発に送り込まれて注水作業をさせられた。事前の放射線教育も健康診断もなく、最初の三日間は線量計も持たされず、四日目に渡された線量計は電池切れだった。このような騙し求人や寄せ場の日雇労働では日常的に起こっている。放射線管理手帳を発行する中央登録センターには、これまで申請経験のない土木・建設業者が多数申請し、通常の二〜三倍の手帳発行数になっていると報道されている（東京新聞、七月一五日）。またこれまで以上に、ヤクザの関与する人夫出し業者が、多重債務者や借金のある野宿者を半ば強引に連れだし、福島第一原発に労働者を送りこんでいることも報道された（NHK総合、八

月一二日）。週刊誌は、「（下請の）社長が上会社から『死んでもいい人間を用意してくれ』といわれていたらしい」と書いている（週刊ポスト、八月二日号）。

福島第一原発を離職した労働者の内部被曝を測ろうとして、行方を確認できない人が多数いることが問題になっている。人夫出しがこういった労働力動員をしている以上、後追いなどできるはずがない。こんなことは、私たちだけでなく、電力会社も政府もはじめから分かっている話であり、これが原発労働者の姿なのだ。もし、ひとり残らずきちんと被曝管理をするのであれば、重層の下請構造が撤廃されなければならない。発注者や元請からの正規の求人によってのみ労働者が募集され、賃金のピンハネを許さず、労働契約書の発行はもとより、きちんとした教育と健康診断が行われ、各種保険が適用され、健康管理手帳が発行されて、その後の労働者の健康管理にも責任が持たなければならない。

これらの問題はいずれも、「奴隷労働」と呼んでおかしくない原発労働の実態が、原発事故というメディアの注目の中で社会化されたにすぎない。原子力産業は、ウランのみならず人間を消費資源として使い捨ててはじめて成立するもので、国内資源が少ないことを口実に原子力を推進する論は、その裏に人的使い捨て資源が多数あることを前提にしている。

2. 原発推進のための賠償法

一方で、原子力発電はけっして低コストではないことが、徐々に明らかにされてきている。そのため、民間の電力会社としては割に合わないこの事業は、国策として国の強力な後押しがあるからこそ進められてきたことも、明らかになりつつある。その国は、この非人間的な被曝労働システムにどのように寄与してきたのか。

重層の下請システムでは雇用責任がきわめて曖昧となり、直接雇用した業者が労災もみ消しや賃金不払いで行方をくらますことは頻繁にある。歴史的に奴隷的労働が行われてきた土木・建設業では、戦後の一九五一年に「建設労働者の雇用の改善等に関する法律」（建労法）が制定され、直接の雇用業者が責任を放棄した場合、労働者はより上位の下請業者や元請け会社に、未払い賃金や賠償を要求できる（元請責任）。しかし、原発労働はこの建労法の範疇になく、その意味でも土木・建設業以上の不当な扱いを受けている。では、原子力関係の法律で関連するものがないかと言えば、あくまでも原子力災害に限った話ではあるが、「原子力損害の賠償に関する法律」（原賠法）は被曝労働にも適用される。原賠法は、すべての原子力損害の最終的な責任を電力会社に集中しており、その意味では、建労法の元請責任のさらに上を行く、「発注者責任」となっている。つまり、

3. 被曝上限値のなし崩しの引き上げ

では一方で、災害が起こる前の予防段階で、国はどのように対応しているのか。これについても、予防のための法的規制や現場対応はほとんど無力と言ってよい。

厚生労働省は三月一五日、緊急作業時における被曝上限値を、これまでの年間一〇〇ミリシーベルトから二五〇ミリシーベルトに省令改正で引き上げた。これは今回の福島第一の収束作業に限ったことで、しかも、特別にやむを得ない場合に限っているが、被曝労働者の安全・健康を守る視点はまったく欠落し、高線量地点での収束作業に従事させることを目的としたものだ。しかも、これを検討するために開催された放射線審議会とは名ばかりで、電子メールで各委員からの意見を三月一四日一晩聞いただけのものであった。さらに、東電から「他原発から福島第一に応援に来て年間五〇ミリシーベルトを越える作業者が一六〇〇人を越えると予想され、このままの規制値では他の原発が動かなくなる」との根拠のない要請を受け、経産省は通常の放射線作業者の被曝上限値も緩和するよう厚労省に働きかけた。厚労省は、福島第一から他の原発に戻った作業員には、一年間に放射線作業員が受ける被曝上限五〇ミリシーベルトを一〇〇ミリシーベルトまで事実上容認するという緩和を行った（四月二八日、労働基準局長通達）。この緩和は、

原発で起こった被曝労働災害は、雇用業者が逃げたとしても、最後は電力会社がすべて補償することになっている。

しかしながら、この原賠法による被曝労災への賠償はきわめてハードルが高い。一九七七年から福島第一原発などで被曝した長尾光明さんの労災申請では、それまで認定疾病リストになかった「多発性骨髄腫」でも労災が認定され、さらに労基法施行規則にある対象疾病にもこれを加えさせた。しかし、原賠法に基づいた東電への賠償請求訴訟では、被曝と発症との因果関係について、高度な蓋然性の立証が請求側に要求され、原告敗訴となった。実際、被曝と発症の因果関係を医学的に完全に立証することは一般的にもきわめて困難で、ましてや晩発的影響で五年、一〇年後にがんなどを発症しても、このような取り扱いは賠償は不可能だ。法の趣旨を無視していると言わざるをえない。つまり、この原賠法は、「原子力損害が起こっても電力会社がすべて責任を取ります、電力会社の力量を越えたら国が責任を取ります、だから安心して原子力を進めてください、原子力で働いてください」という原子力事業推進の旗振りの法律であるが、実際の被害者が出た場合は、一転してその人相を替え、困難な因果関係の立証を請求者の側に要求し、事実上賠償を行わない取り扱いとなっている。

放射線審議会にかけられてもいない。

このように、国は、安全管理がなされていない福島第一の収束作業に対して、法遵守を徹底させるのではなく、事業者のいいなりに安全規制を緩和し、労働者を危険に曝している。

緊急事態であるから混乱や逸脱は一定仕方がないと容認する向きもあるかもしれない。しかし強調したいのは、それでは、通常運転では、国は原発労働者の安全管理について、どこまで事業者や雇用業者への規制を徹底できていたのか、ということだ。この問題をめぐる関係省庁との交渉で明らかになったことだが、福島第一原発を管内に持つ富岡労働基準監督署は、タイベック（簡易防護服）やマスクなど、放射線管理区域に立ち入るための装備をまったく持っていないかった。そのため放射線管理責任者も準備されていなかった。つまり、一九七一年の福島第一原発の稼働開始以降、原発の労働現場に対する強制立ち入りなど考えもされていなかったのだ。通常の立ち入り検査では、日時を指定し、見る場所の選定と装備の準備は東電が行い、署員は東電の案内で見ただけだったという。これで危険な労働現場における労働者の安全体制を監視できるはずがない。福島第一の収束作業で死亡事故が発生したときも、すぐに立ち入らないのは当たり前だったのだ。他の原発でも同様だろう。

このように、国は法的整備においても、現場監視においても、本質的な規制力をまったく持たず、事業者の提示したメニュー通りにこなすだけでできたのだ。それどころか、国と事業者は一体となって労働者の使い捨てを推進してきた。これはまさに、国策としての原子力産業の特異な実態を表している。

七月二三日に放送されたテレビ東京「田勢康弘の週刊ニュース新書」において、海江田大臣は、法的な被曝上限線量を超えることを避けるために線量計を付けずに作業に当たる労働者が多数いることを話題とし、「非常に尊いもので、やっぱり日本人が誇っていると思う」と発言した。この発言は、現在の事故に関して重大な責任ある立場にいるみずからを棚上げし、労働者の安全と命を軽視し、国威発揚に利用する、きわめて許しがたい発言である。この発言が国の態度を物語っている。

4. これまでの被曝労働問題の闘い

ハイテクによるクリーンなイメージを植え付け・維持するための原子力事業の隠蔽体質は、被曝労働者の取り扱いについても同様で、被曝に苦しみ、亡くなった多くの悲痛な叫びを、国と業者が一体となって潰してきた。労基法施行規則における被曝労働の対象疾病は、原爆被爆者の認定条件に比較しても少ない。労働者保護のために最大限の

象疾病に追加させた。これらは地道な作業であり、また被曝当事者や家族からの相談を正面から受けながらの大変な取り組みであるが、これらに一つ一つきちんと取り組むことで、被曝労働問題を社会的に提示し、具体的な法的改善も進められてきた。また、このかんの被曝上限値の問題を含め、政府・東電の杜撰な対応については、これらの取り組みを行ってきた団体による関係省庁交渉の中で明らかになってきたことも多い。

けっして事例は多くはないが、このような地道な運動の継続には最大限の敬意が払われるべきであるし、反原発運動や労働運動の中で相応の評価が行われるべきだろう。しかし、これらの闘いの成果は、本人が亡くなってから得られることが多い。今後は、原発労働者の労働過程における運動展開や、それを取り巻く広範な大衆運動的な展開が必要だと感じられる。

5. 福島原発事故緊急会議・被曝労働問題プロジェクトの取り組み

3・11原発震災を受けて結成された福島原発事故緊急会議ではいくつかの取り組みが行われているが、その中の一つであり、私も参加する被曝労働問題プロジェクトでは、以下の取り組みを行っている。

取り扱いをすべき労基法によっても認定のハードルは高く、これまで原発労働での被曝労働が認定された例は一〇件しかない（しかもその内容は公表されていない）。その理由には、線量の正確な記録がされていないなど、使い捨てにされた労働者の被曝の客観的証拠を提示することが困難であることも一因になっている。

このような被曝労働の問題に対し、各地の労働組合や労働団体は、被曝労働者の運動や取り組みをほとんど行っていない。唯一の例外は、一九八一年に結成された、敦賀原発で働く下請労働者の組合「全日本運輸一般労働組合原子力発電所分会」であるが、それを引き継ぐ取り組みは行われていない。

その中で、個別の元・被曝労働者を支える地道であるが重要な闘いが重ねられてきた。これは主に、樋口健二さんや藤田祐幸さん、そして原子力資料情報室や各地の労働安全センターが取り組んできた、被曝労働者の認定や賠償を求める裁判闘争、そして継続した省庁交渉である。原賠法の問題で触れた長尾光明さんの事例では、労災認定疾病に多発性骨髄腫を追加することに成功した。また、原発の定期検査で九七年から非破壊検査を行い、悪性リンパ腫で亡くなった喜友名正（きゆうなただし）さんの事案では、やはり認定疾病になかった悪性リンパ腫による労災認定を勝ち取り、同様に対

(1) 被曝労働問題に関する連続講座の開催

被曝労働問題が反原発運動においても必ずしも大きな柱になってこなかったことは、地方や下層の「持たざる者」に押し付けられた差別構造を、都市のとりわけ中流階級の「市民」が維持し続けてきた問題と切り離せない。今回の原発震災に対する運動でも、「最悪の事態になったら東京まで汚染される」といった主張が少なからず見受けられた。問題をみずから引きつけることは重要であるが、すでに放射能まみれの日々にある地域や人との関わりはどうなのか。また、「子どもを被曝から守れ」と言われる一方、その子ども・家族を支えるために避難所から福島第一に作業に行く労働者も少なくなかった。「働くお父さん・お母さんも被曝から守る」ことが必要だろう。これらの点で、被曝労働問題を全面に押し出す役割として、連続講座は行われている。

(2) 『被ばく労働自己防衛マニュアル』の刊行と配布

労働者の安全と権利が保障され、労働者のイニシアチブで労働が行われるためには、労働者意識と労働運動が福島第一原発をはじめ、すべての原発に持ち込まれる必要がある。事業者も国も労働者の命と安全を守らない以上、労働者がみずから自分と仲間を守るところから始めるしかない。この冊子の目的は大きく三つある。危険な原発の労働に

入らざるをえない労働者に、みずからの命と安全を守るために最低限必要な情報を伝え、また外部と繋がる回路を提供するため。これまで被曝労働問題にほとんど取り組んでこなかった労組や労働団体が、否応なしに今後身近になる被曝労働に対応する力量をつけるため。そして、この冊子を通して社会運動の中に被曝労働問題をきちんと位置づけ、全原発の完全停止と重層的下請構造による奴隷労働を一掃するためである。七月より福島現地での取り組みには無料で配布し、協力を頂ける団体・個人には一冊二〇〇円程度のカンパをお願いしてお送りしている。すでに第一版四〇〇部はほぼすべてが各方面に手渡されている。今後、除染作業への大量動員が予想される中で、日雇労働者・野宿労働者や、派遣労働者への配布も行っていく。

(3) 被曝労働者への聞き取り・労働相談活動

上記『マニュアル』は原発労働者と運動とを繋ぎ、運動自体が力量を付けるためのツールではない。先述のようにこれまで労働組合の多くは被曝労働問題に正面から取り組んで来なかった。しかしこれからは、全国から集められる福島第一原発の労働者に、多くの労働組合が対応せざるをえないだろう。またすでに、各地の下水処理施設やゴミ処理施設でも、放射線量の高い汚泥や焼却灰が生じ、大きな問題になっている。これらの相談を受け、具体的に解決

するための聞き取り・労働相談活動に取り組む準備を進めている。

すでに、地元福島運動体や全国安全センターなどと協力し、福島での相談拠点を立ち上げる準備を進めている。また、いくつかの労組と相談ネットワークを立ち上げ、案件の情報の共有と対応相談、共同での取り組みを行うための相談会を持っている。被曝労働相談は、一般の労働相談と明確に分けられるものではないし、また、被災状況にある労働者にとっては、それは生活相談・生存相談の質も持つ。たんなる労働相談でも放射線に関する相談でもなく、私たちが民衆運動として培ってきた総合的な力量が問われていると言えるだろう。

(4) 政府・電力会社・雇用業者等との交渉

相談活動による個別ケースの解決と平行して、そこに現れた構造的問題は、政府・電力会社・雇用業者への取り組みとして一般化される必要がある。同様の問題に取り組む運動体と連携し、これを進めていく予定である。

(5) 被曝労働問題に関するデモ・集会などの大衆行動

先述のように、被曝労働問題が大衆運動化されることが、原発運動としても労働運動としても必要であるし、福島第一原発の労働者に注目が向けられている現在、この取り

組みを行う機会は今しかないと考えている。

(6) 法的支援

年間二五〇ミリシーベルトを越える被曝を多数の労働者がしている以上、今後、これによる健康被害は避けられない。弁護士や医師と連携し、労災認定や損害賠償を法的に支援する取り組みを行う予定である。

9. やさしい

原発の通常の運転では、全被曝量のうち東電社員の被曝は四％程度に過ぎず、被曝の九六％は下請労働者が受けている。これ自体がきわめて差別的な構造にあることは、繰り返し指摘しておく必要がある。しかしここで注意しておきたいのは、東電社員の中でも明確な格差構造があるということである。今回の事故で大量被曝している労働者は、今のところ現場の東電社員に多い。これは手動ベントや中央制御室でのデータ収集など、社員が行わざるを得ないものだったからであるが、この社員の多くは地元採用の社員であり、被災者でもあるということだ。それに対し、東電社員を守るべきである東電労組と電力総連は、労働者の安全を懸念する外部の声をほとんど無視している。いま、私たちは従来とは異なる労働者の関係性と運動を構想する必要があるだろう。

今回の原発震災で、さまざまなきっかけが表に現れてきた。当たり前であるが、被曝労働者を奴隷のように働かせて使い捨てるのは、「原発」という施設ではなく、その利益に巢食う具体的な人間たちの仕業である。しかしその実態はほとんど隠蔽されたまま、電気という生活品の需要という枠組みの中で、「市民」も加害の一端を担わされてきた。すべての原発を止める運動は、被曝労働を許さない運動とイコールではない。原発はすべて止めなければならない。しかし、廃炉作業でも被曝労働は続くし、汚染地域や廃棄物を管理する労働はさらに延々と続くのだ。原発を止める視点に被曝労働問題をきちんと位置づかせ、全原発の停止後も被曝労働問題を問い続けること、そして被曝労働者の使い捨てを可能とする重層的下請構造による奴隷労働を原発に限らず全産業から一掃すること。現在の原発震災への取り組みは、すべての民衆運動の今後を問うものとなっている。

(なすび／山谷労働者福祉会館活動委員会・

福島原発事故緊急会議「被曝労働問題プロジェクト」)